



平成31年度障がい者（児）福祉施設協議様式

協議書ファイル表紙、背表紙の記入方法

- ・ 2部提出すること。（1部は県の保健福祉環境事務所に提出）
- ・ 表紙及び背表紙は、次の記入例を参考に作成のこと。
- ・ 必ずフラットファイル（A4－S紙製 1.5cm幅）に綴ること。

（背表紙）

3 1
事前協議書
補助金
施設名
〇
〇
〇
〇
〇
事業の種類
別
▽
福岡県

（表紙）

平成31年度
社会福祉施設等施設整備費
事前協議書
補助金
施設名：〇〇〇〇〇〇〇〇
<事業の種類>
※事業の種類は、就労継続支援A型、共同生活介護等を記入のこと。
設置主体名：〇〇〇〇〇
工事区分：〇〇
※工事区分は、創設、老朽改築等を記入のこと。
都道府県名：福岡県

社会福祉施設等施設整備協議提出書類一覧表

法人名	
施設名(協議施設)	
連絡先	郵便番号、住所
	電話番号
	FAX番号
	電子メールアドレス
	担当者

No	提出書類 (◎＝必ず作成するもの ○＝該当する場合に作成するもの)	電子データ	添付書類
1	社会福祉施設等施設整備協議提出書類一覧表〔本票〕	◎	○
2	障害者(児)施設整備計画協議書〔様式第4号、(別紙)〕【創設、増築、改築、耐震化等整備の場合】	○	○
3	老朽民間社会福祉施設整備計画協議書〔様式第6号、(別紙)〕【老朽改築の場合】	○	○
4	大規模修繕及びスプリンクラー設備等整備計画協議書〔様式第7号、(別紙)〕【大規模修繕、スプリンクラー設備等整備の場合】	○	○
5	避難スペース整備計画協議書〔様式第8号、(別紙)〕【避難スペース整備の場合】	○	○
6	就労・訓練事業等整備加算に係る整備協議書〔様式第14号〕	○	○
7	施設建設費の見積書(合築等の場合は、全体額と按分額が分かる表を添付) 就労・訓練事業等整備加算に係る設備費の見積書	◎	
8	老朽度調査表〔共通別紙4-1、4-2〕【老朽改築の場合】	○	
9	社会福祉整備事業計画書〔共通別紙7〕 ・市町村長の意見書	◎	
10	就労訓練計画書【就労訓練を行う場合】 (1)訓練内容(2)工程(3)工賃の目安を明示し、次の書類を添付 ・業者発注の場合 発注確約書 ・農業の場合 借農地の場合は借地契約書及び地権者の登記簿謄本	○	
11	社会福祉法人等調書〔共通別紙6〕 ・既設法人 役員履歴書、県の指導監査結果通知及びそれに対する法人の改善報告書(直近のもの) ・新設法人 役員履歴書、役員就任承諾書、身分証明書、印鑑証明書	◎	
12	法人役員名簿〔別添5〕	◎	○
13	法人審査結果報告書〔共通別紙8〕※福岡県が作成		
14	施設運営収支計画(施設運営の1年目、2年目、3年目の収支計画)	◎	
15	施設の配置図及び施設の経歴〔共通別紙1〕	○	
16	工事实施前の施設の平面図〔共通別紙2〕【老朽改築の場合】	○	
17	整備工事实施後の施設の平面図〔共通別紙3〕	◎	
18	設計図(配置図、平面図、立面図)	◎	
19	工程表(施設整備及び職員募集・研修を含む施設開設までの工程)	◎	
20	独立行政法人福祉医療機構に対する償還計画等調〔共通別紙5、(別表)〕	○	
21	寄附予定者の資産申立書〔別添1〕 ・寄附予定者の贈与契約書(印鑑証明書)及び身分証明書 ・寄附能力を証明する預金残高証明書等(すべて同一日付で証明)	○	
22	土地明細書〔別添2〕 ・取得の場合：贈与契約書又は売買契約書、所有権移転確約書、不動産登記簿謄本 ・貸与の場合：地方公共団体の無償貸与契約書、土地賃貸借契約書、地上権設定契約書、 不動産登記簿謄本	◎	
23	施設用地現況写真	◎	
24	施設用地の付近見取り図(施設用地及び取付道路を明示)	◎	
25	既存施設の現況写真・登記簿謄本【老朽改築の場合】	○	
26	施設建設地域住民への説明等 ・地域住民(区長など)、隣接する全ての地権者への説明会の開催状況(説明会資料、参加者名簿、議事録等) ・水利組合に関する排水の確認状況	◎	
27	解体撤去工事費・仮設施設整備工事費協議書〔様式第13-1号〕【老朽改築の場合】	○	
28	障がいのある人等のニーズ調査の実施状況〔別添4〕	◎	
29	利用予定者名簿(公的機関による把握)	◎	
30	財産処分(取りこわし)協議書(国・県補助施設を処分する場合)〔別添3〕	○	
31	職員に関する書類 ・予定している職員の区分と定数及び募集方法 ・施設長予定者の資格に関する考え方 ・サービス管理責任者の資格に関する考え方	◎	

※添付書類欄に○を記入し、協議書の表紙に添付すること。

※協議書はA4番1.5cmフラットファイルに番号順に製本し、提出書類番号のインデックスを貼付すること（インデックスを貼付するページは白紙）。

障害者(児)施設整備計画協議書

都 道 府 県 (市) 名		福岡県		優 先 順 位		位		施 設 建 設 地					
事 業 計 画		単年度							特豪地 年 月 指定				
障害福祉計画の該当の有無 ※該当がある場合、該当の部分添付してください。									有 ・ 無				
事 業 (施 設) 種 別								工 事 区 分					
施 設 名								設 置 主 体		()			
現 在 定 員	通所定員 人		整 備 後 定 員	通所定員 人		着 工 予 定 年 月		年 月					
	入所定員 人			入所定員 人									
	日中活動部門 人			日中活動部門 人									
	施設入所・宿泊型部門 人			施設入所・宿泊型部門 人		竣 工 予 定 年 月		年 月					
	共同生活援助 (身体・知的・精神) 人			共同生活援助 (身体・知的・精神) 人									
	障害児施設 () 入所定員 人			障害児施設 () 入所定員 人		発達障害者支援センター 有・無							
	通所定員 人			通所定員 人		エレベーター等設置整備 有・無							
	短期入所 (加算も記載) 人			短期入所 (加算も記載) 人		相談支援 有・無							
	小規模グループケア定員数 人			小規模グループケア定員数 人		障害児相談支援 有・無							
	その他 () 人			その他 () 人		居宅介護 有・無							
1 対象経費の実支出予定額	構 造	事 業 費	区 分		計								
			工 事 費 (購 入 費 含 む)		円								
	造 費	本 体 工 事	工 事 事 務 費		円								
			小 計		0 円								
	建 内	そ の 他 工 事	解 体 撤 去		円								
			仮 設 施 設		円								
棟 記	小 計		0 円										
	対象経費の実支出予定額		0 円										
2 割 増 加 算 等		割増単価の適用の有無		特別豪雪地域(5%) 有 ・ 無		都市部特例(5%) 有 ・ 無		その他		用地有効活用 有 ・ 無		高層化 有 ・ 無	
3 国庫補助基準額	平成 年度単価	工 事	区 分		利用定員		補助基準額						
			本 体		人		円						
			施設入所支援整備加算及び本体(宿泊型自立訓練)		人		円						
			就 労 ・ 訓 練 事 業 等 整 備 加 算		円								
			大 規 模 生 産 設 備 等 整 備 加 算		円								
			短 期 入 所 整 備 加 算		円								
			発 達 障 害 者 支 援 セ ン タ ー 整 備 加 算		円								
			相 談 支 援 、 障 害 児 相 談 支 援 整 備 加 算		円								
			居 宅 介 護 、 保 育 所 等 訪 問 支 援 整 備 加 算		円								
			小 規 模 グ ル ー プ ケ ア 整 備 加 算		円								
			そ の 他 ()		円								
			小 計		0 円								
			解 体 撤 去		入 所 ・ 通 所		円						
			仮 設 施 設		入 所 ・ 通 所		円						
			小 計		0 円								
合 計 (国庫補助基準額)		0 円											
4 都 道 府 県 (市) 補 助 (予 定) 額		0 円											
国 庫 補 助 基 本 額		0 円											
所 要 額		0 円											

様式第4号の記載留意事項

- 1 本様式は、障害者施設整備（障害福祉課所管施設）について記載するものであること。
- 2 整備事業について、原則として1か年事業とする。
- 3 設置主体名については、法人名を記入すること。（社会福祉法人にあっては、（ ）内に「福」と、医療法人にあっては、（ ）内に「医」と記入すること（その他の設置主体については適宜記入すること）
- 4 定員欄について
 - （1） 共同生活援助については、入居者の障害種別について、該当するものに○印をつけること。（両者に該当する場合には両者に○印をつける）
 - （2） 「短期入所（加算も記載）」の床数については、本体定員とは別掲とすること。
- 5 「1 対象経費の実支出予定額」欄について
 - （1） 構造には、建造物に使用する素材を記入すること。（鉄筋コンクリート、鉄骨、木造等）
 - （2） 事業費内訳には、該当する項目に見積額を記入すること。
なお、見積書に対象外経費が含まれる場合、見積書に対象外経費欄を設けること。
 - （3） 工事事務費は、本体工事の工事費の2.6%が上限であることに留意すること。
- 6 「3 国庫補助基準額」欄には、それぞれの区分・定員に応じた1事業当たりの国庫補助基準単価（加算を含む）を記入すること。
なお、増築を行う場合については、区分「本体」に基準単価を記載すること。
- 7 「4 国庫補助所要額」欄について
 - （1） 都道府県（市）補助（予定）額及び国庫補助基本額には、対象経費の実支出額予定額に交付要綱第2の4の表の⑥欄に定める県補助率を乗じて得た額と、国庫補助基準額の合計を比較して少ない方の額を記入すること。
 - （2） 国庫補助所要額には、国庫補助基本額に国庫補助率を乗じて得た額を記入すること。（千円未満に端数が生じる場合は、切り捨てにすること）
- 8 「5 財源」欄について
 - （1） 県（市）補助金欄には、国庫補助所要額欄の都道府県（市）補助（予定）額から国庫補助所要額を差し引いた額を記入すること。
なお、機構借入は設置者負担金の80%が上限となる。
 - （2） 自己資金については、「その他（ ）」欄に「その他（自己資金）」として事業費の10%以上の額を記入すること。
 - （3） 機構借入金償還者については、該当する番号を○で囲み、その他に償還者がいる場合には、その他の（ ）内に記入すること。
 - （4） 寄付者欄については、例示以外の寄付者がいる場合は、空欄に寄付者と寄付金額を記入すること。
- 9 「7 整備内容」欄について
他の施設との併設状況欄については、老人福祉（保健）施設、障害者施設、児童福祉施設、保健衛生施設、県（市）単独整備施設等について記入すること。
 - （1） 施設種別については、特別養護老人ホーム、保育所等の施設種別を記入すること。（記入の際、特別養護老人ホームを「特養」と記入するなど適宜省略して記入することは差し支えない）
 - （2） 補助金等の所管部局等欄については、該当する部局名を記入すること。
 - （3） 既設・協議中欄は、該当する方を○で囲むこと。
（協議中とは、施設整備について担当省庁、所管部局と協議中であることをいう。）
 - （4） 協議施設との設置形態は、該当するものを○で囲むこと。

10 「10 建設用地」欄について

- (1) 用地の種類欄については宅地、農地等を記入すること。
- (2) 用地の所有者欄については、施設（法人）との関係がわかるように、下記の例を参考に記入すること。
(例) 「当法人の理事長」、「当法人の理事」、「当施設の職員（職名）」、「当法人所有」、「〇〇市」、「〇〇町」、「〇〇会社（〇〇業）社長（当法人理事の甥）」、「個人所有（関係無）」等
- (3) 用地の取得形態欄、手続き状況欄については、該当するものを○で囲むこと。
- (4) 排水路関係、進入路関係欄には「問題無し」「調整中」等と記入すること。
- (5) 立地条件欄には、住宅地から遠距離でないなど、施設の立地条件としてふさわしい事項等を記載すること。
(特に、地域での普通の生活を目的とする共同生活介護、共同生活援助については、既存施設の敷地内ではなく、地域との交流が図られる立地となっていることについて記載すること)

11 添付資料について

- (1) 改築については、老朽度調査表（共通別紙4-1又は4-2）を添付すること。
- (2) 現在と整備後の障害者施設の配置図、平面図を添付すること。（共通別紙1～3）
- (3) 社会福祉法人等調書（共通別紙6）及び法人審査結果報告書（共通別紙8）を添付すること。
- (4) 整備の必要性については、社会福祉施設整備事業計画書（共通別紙7）を添付すること。
なお、新たに施設を創設する場合、既存施設を移転して改築等する場合は、施設の必要性の調査など実態把握に基づく整備の必要性等を記載した施設整備予定地の市町村長の意見書を添付すること。
- (5) その他参考となる資料等を添付すること。

別紙一障害者（児）施設 の記載留意事項

- 1 「本体工事費」欄については、当該事業所において実施する事業区分に○をし、それぞれの具体的な事業内容等について記載すること（自由記述）。

（記載例）

・生活介護（定員〇〇名）

（１）日常生活上の支援を提供

食事や排泄等が未自立な利用者に対し、介護を通して日常生活能力を高める。

（２）生産活動、創作的活動の機会の提供

下請軽作業や手作りお菓子づくりを通して、身体能力、日常生活能力の維持・向上を図る。

・就労移行支援（定員〇〇名）

（１）リサイクル事業を中心に地域の企業とも結びつきを強め、一般就労に必要な知識・能力を養い、

適性にあった職場への就労・定着を図る。

（２）給食設備を活用した地域への給食配食サービスを通し、一般就労に必要な知識・能力を養い、

適性にあった職場への就労・定着を図る。

・共同生活援助（定員〇名）

（１）〇〇圏域における入所定員の減に応じて、〇人分の地域移行の受け皿として、夜間において相談や日常生活上

の援助を行う。利用者は、日中は主に近隣の〇〇において、〇〇の活動を行う予定である。

- 2 就労・訓練事業等整備加算又は大規模生産設備等整備加算がある場合については、「就労・訓練事業等整備加算又は大規模生産設備等整備加算」欄について、以下に留意の上、記入すること。

（１） 整備内容の内訳には当該整備の具体的な名称（例：〇〇設備工事）を記入すること。

（２） 当該整備が生産事業等に係るものである場合には、「生産事業の内容」欄に具体的な生産科目を記載し、当該生産事業における作業従事者数、作業従事職員数、受注先の名称及び年間受注額（見込み）を記載すること。

（例）

受注先（名称）	年間受注額（見込み）
〇〇市役所	30,000千円
〇〇社	25,000千円
合計	55,000千円

（３） 公的機関の見積書と受注業者の見積書（公的機関で見積ができない場合は２社以上）を添付すること。

（４） 協議対象設備のパンフレット等（コピー可）を添付すること。

（参考）就労・訓練事業等整備加算及び大規模生産設備等整備加算の対象事業について

趣旨

- ① 日中活動事業を行う事業所（生活介護及び就労支援を行う事業所に限る）において、生産設備及び職業訓練設備等の整備を行うことにより、障害者の職業能力の開発、就労支援の強化を図る。
- ② 障害者施設において、リハビリ設備等の整備を行うことにより、障害者の生活能力の維持・向上を図ること、並びに介護職員の就労環境の改善を図る。

対象事業

上記趣旨に合致するもので、施設と一体的に整備され、かつ、施設に固定されるもの、及び整備することにより施設の設計に影響を及ぼすものであって、次に掲げる機械設備の整備に係る工事費及び工事請負費とする。

① 生産設備、職業訓練設備、職業補導設備等

② リハビリ設備、難聴幼児訓練設備、ＡＬＳ等居室を整備する際の特殊介護設備、介護用リフト整備、特殊浴槽等

なお、このうち、当該設備等整備に係る事業費が１億円を超えるものについて、大規模生産設備等整備加算の対象とする。

都 道 府 県（市）名				福岡県		優 先 順 位		位		施設建設地			
事業計画		単年度								特豪地		年 月 指定	
事業（施設）種別										工事区分		・民老 ・民老（一般含む）	
施設名								設置主体		〔 〕			
現在定員	通所定員 人（現在員 人）		整備後定員	日中活動部門 人				着 工		年 月			
	入所定員 人（現在員 人）			施設入所・宿泊型部門 人				予 定 年 月		年 月			
	障害児施設（ ）	入所定員 人		障害児施設（ ）	入所定員 人		竣 工		年 月		年 月		
		通所定員 人			予 定 年 月								
	短期入所（加算も記載） 人			短期入所（加算も記載） 人				その他	発達障害者支援センター 有・無				
	小規模グループケア定員数 人			小規模グループケア定員数 人					相談支援 有・無				
	その他（ ） 人			その他（ ） 人					障害児相談支援 有・無				
									居宅介護 有・無				
						保育所等訪問支援 有・無							
1 対象経費の実支出予定額	構造	事業費 内 工事費 工事費 その他工事費 記録	区 分						計				
			工事費（購入費含む）						円				
	造		工事費						円				
			小 計						0 円				
	建		解体撤去						円				
			仮設施設						円				
	棟		小 計						0 円				
			対象経費の実支出予定額						0 円				
2 割増加算等			割増単価の適用の有無		特別豪雪地域(5%) 有 ・ 無		都市部特例(5%) 有 ・ 無		その他	用地有効活用 有 ・ 無		高層化 有 ・ 無	
3 国庫補助基準額			平成 年度単価		区分		利用定員			補助基準額			
			工事費 内 工事費 工事費 その他工事費 記録	本 体		人		円					
				施設入所支援整備加算及び 本体（宿泊型自立訓練）		人		円					
				就 労 ・ 訓 練 事 業 等 整 備 加 算		円							
				大 規 模 生 産 設 備 等 整 備 加 算		円							
				短 期 入 所 整 備 加 算		円							
				発 達 障 害 者 支 援 セ ン タ ー 整 備 加 算		円							
				相 談 支 援 、 障 害 児 相 談 支 援 整 備 加 算		円							
				居 宅 介 護 、 保 育 所 等 訪 問 支 援 整 備 加 算		円							
				小 規 模 グ ル ー プ ケ ア 整 備 加 算		円							
				そ の 他 （ ）		円							
				小 計		0 円							
				解 体 撤 去		入 所 ・ 通 所		円					
				仮 設 施 設		入 所 ・ 通 所		円					
				小 計		0 円							
合 計 （国庫補助基準額）		0 円											
4 国庫補助所要額			都 道 府 県（市）補 助（予 定）額						0 円				
			国 庫 補 助 基 本 額						0 円				
			国 庫 補 助 所 要 額						0 円				
			うち民老分（面積按分にて算出）						円				
			うち一般分（面積按分にて算出）						円				

様式第6号（民老）の記載留意事項

- 1 本様式は、障害者施設整備（障害福祉課所管施設）について記載するものであること。
- 2 整備事業について、原則として1か年事業とする。
- 3 設置主体名については、法人名を記入すること。（社会福祉法人にあっては、（ ）内に「福」と、医療法人にあっては、（ ）内に「医」と記入すること（その他の設置主体については適宜記入すること）
- 4 定員欄の「短期入所（加算も記載）」の床数については、本体定員とは別掲とすること。
- 5 「1 対象経費の実支出予定額」欄について
 - （1）構造には、建造物に使用する素材を記入すること。（鉄筋コンクリート、鉄骨、木造等）
 - （2）事業費内訳には、該当する項目に見積額を記入すること。
なお、見積書に対象外経費が含まれる場合、見積書に対象外経費欄を設けること。
 - （3）工事事務費は、本体工事の工事費の2.6%が上限であることに留意すること。
- 6 「3 国庫補助基準額」欄には、それぞれの区分・定員に応じた1事業当たりの国庫補助基準単価（加算を含む）を記入すること。
- 7 「4 国庫補助所要額」欄について
 - （1）都道府県（市）補助（予定）額及び国庫補助基本額には、対象経費の実支出額予定額に交付要綱第2の4の表の⑥欄に定める県補助率を乗じて得た額と、国庫補助基準額の合計を比較して少ない方の額を記入すること。
 - （2）国庫補助所要額には、国庫補助基本額に国庫補助率を乗じて得た額を記入すること。（千円未満に端数が生じる場合は、切り捨てにすること）
 - （3）一般整備との併用の場合、それぞれの所要額を面積按分により以下のように算出し、国庫補助所要額欄にそれぞれ記入すること。
$$\begin{aligned} &\text{＜国庫補助所要額（全体）} \quad - \quad \text{民老整備に係る所要額（面積按分にて算出：千円未満切り捨て）} \\ &\hspace{15em} = \text{一般整備に係る所要額＞} \end{aligned}$$
- 8 「5 財源」欄について
 - （1）県（市）補助金欄には、国庫補助所要額欄の都道府県（市）補助（予定）額から国庫補助所要額を差し引いた額を記入すること。
なお、機構借入は設置者負担金の80%が上限となる。
 - （2）自己資金については、「その他（ ）」欄に「その他（自己資金）」として事業費の10%以上の額を記入すること。
 - （3）機構借入金償還者については、該当する番号を○で囲み、その他に償還者がいる場合には、その他の（ ）内に記入すること。
 - （4）寄付者欄については、例示以外の寄付者がいる場合は、空欄に寄付者と寄付金額を記入すること。
- 9 「7 整備内容」欄について
他の施設との併設状況欄については、老人福祉（保健）施設、障害者施設、児童福祉施設、保健衛生施設、県（市）単独整備施設等について記入すること。
 - （1）施設種別については、特別養護老人ホーム、保育所等の施設種別を記入すること。
（記入の際、特別養護老人ホームを「特養」と記入するなど適宜省略して記入することは差し支えない）
 - （2）補助金等の所管部局等欄については、該当する部局名を記入すること。
 - （3）既設・協議中欄は、該当する方を○で囲むこと。
（協議中とは、施設整備について担当省庁、所管部局と協議中であることをいう。）
 - （4）協議施設との設置形態は、該当するものを○で囲むこと。

10 老朽改築整備内容欄について

整備区分Ⅲの「とりこわし部分の老朽度」欄は、老朽度点数及び現存率を記入すること。複数の建物がある場合等は、その老朽度をすべて記載すること。

11 「10 建設用地」欄について

- (1) 用地の種類欄については宅地、農地等を記入すること。
- (2) 用地の所有者欄については、施設（法人）との関係がわかるように、下記の例を参考に記入すること。
(例) 「当法人の理事長」、「当法人の理事」、「当施設の職員（職名）」、「当法人所有」、「〇〇市」、「〇〇町」、「〇〇会社（〇〇業）社長（当法人理事の甥）」、「個人所有（関係無）」等
- (3) 用地の取得形態欄、手続き状況欄については、該当するものを○で囲むこと。
- (4) 排水路関係、進入路関係欄には「問題無し」「調整中」等と記入すること。
- (5) 立地条件欄には、住宅地から遠距離でないなど、施設の立地条件としてふさわしい事項等を記載すること。

12 添付資料について

- (1) 老朽度調査表（共通別紙4－1又は4－2）を添付すること。
(注) 参考となる写真等及び改築対象建物の登記簿謄本を添付すること。
- (2) 現在と整備後の障害者施設の配置図、平面図を添付すること。（共通別紙1～3）
- (3) 社会福祉法人等調書（共通別紙6）及び法人審査結果報告書（共通別紙8）を添付すること。
- (4) 整備の必要性については、社会福祉施設整備事業計画書（共通別紙7）を添付すること。
- (5) その他参考となる資料等を添付すること。

別紙一民老 の記載留意事項

1 「本体工事費」欄については、当該事業所において実施する日中活動の事業区分に○をし、それぞれの具体的な事業内容について記載すること（自由記述）。

（記載例）

・生活介護（定員〇〇名）

（１）日常生活上の支援を提供

食事や排泄等が未自立な利用者に対し、介護を通して日常生活能力を高める。

（２）生産活動、創作的活動の機会の提供

下請軽作業や手作りお菓子づくりを通して、身体能力、日常生活能力の維持・向上を図る。

・就労移行支援（定員〇〇名）

（１）リサイクル事業を中心に地域の企業とも結びつきを強め、一般就労に必要な知識・能力を養い、適性にあった職場への就労・定着を図る。

（２）給食設備を活用した地域への給食配食サービスを通し、一般就労に必要な知識・能力を養い、適性にあった職場への就労・定着を図る。

2 就労・訓練事業等整備加算又は大規模生産設備等整備加算がある場合については、「就労・訓練事業等整備加算又は大規模生産設備等整備加算」欄について、以下に留意の上、記入すること。

（１）整備内容の内訳には当該整備の具体的な名称（例：〇〇設備工事）を記入すること。

（２）当該整備が生産事業等に係るものである場合には、「生産事業の内容」欄に具体的な生産科目を記載し、当該生産事業における作業従事者数、作業従事職員数、受注先の名称及び年間受注額（見込み）を記載すること。

（例）

受注先（名称）	年間受注額（見込み）
〇〇市役所	30,000千円
〇〇社	25,000千円
合計	55,000千円

（３）公的機関の見積書と受注業者の見積書（公的機関で見積ができない場合は２社以上）を添付すること。

（４）協議対象設備のパンフレット等（コピー可）を添付すること。

（参考）就労・訓練事業等整備加算及び大規模生産設備等整備加算の対象事業について

趣旨

① 日中活動事業を行う事業所（生活介護及び就労支援を行う事業所に限る）において、生産設備及び職業訓練設備等の整備を行うことにより、障害者の職業能力の開発、就労支援の強化を図る。

② 障害者施設において、リハビリ設備等の整備を行うことにより、障害者の生活能力の維持・向上を図ること、並びに介護職員の就労環境の改善を図る。

対象事業

上記趣旨に合致するもので、施設と一体的に整備され、かつ、施設に固定されるもの、及び整備することにより施設の設計に影響を及ぼすものであって、次に掲げる機械設備の整備に係る工事費及び工事請負費とする。

① 生産設備、職業訓練設備、職業補導設備等

② リハビリ設備、難聴幼児訓練設備、ＡＬＳ等居室を整備する際の特殊介護設備、介護用リフト整備、特殊浴槽等。

なお、このうち、当該設備等整備に係る事業費が１億円を超えるものについて、大規模生産設備等整備加算の対象とする。

大規模修繕及びスプリンクラー設備等整備計画協議書(全体計画分)

都道府県(市)名		福岡県		優先順位		位		施設建設地								
事業計画		単年度														
事業(施設)種別						工事区分										
施設名				設置主体		〔 〕										
現在定員	通所定員 人(現在員 人)		整備後定員	日中活動部門 人		着工		年 月								
	入所定員 人(現在員 人)			施設入所・宿泊型部門 人												
	共同生活援助 人(現在員 人)			共同生活援助(身体・知的・精神) 人		予定年月										
	障害児施設()			障害児施設()		竣工		年 月								
	入所定員 人			入所定員 人		予定年月										
	通所定員 人			通所定員 人												
	短期入所(加算も記載) 人			短期入所(加算も記載) 人		その他()		有・無								
その他() 人		その他() 人		その他()		エレベーター等設置整備 有・無										
1 対象経費の実支出予定額		区 分				計										
		工 事 費				円										
		工 事 事 務 費(大規模修繕の場合に限る)				円										
		合 計				0 円										
2 国庫補助基準額と対象経費の実支出額の少ない方の額 × 県補助率						円										
3		都道府県(市)補助(予定)額				0 円										
国庫補助		国庫補助基本額				0 円										
所要額		国庫補助所要額				0 円										
4 財源	国庫補助金		県(市)補助金		設置者負担金											
	千円		千円		機構借入		寄付金		県(市)単独補助		地元市町村単独補助		その他()		計	
	0		0		千円		千円		千円		千円		千円		千円	
	0		0		千円		千円		千円		千円		千円		0	
	機構の償還者		1 理事長		2 理事等役員		3 県(市)		4 地元市町村		5 他()					
	寄理 事 長		理事等役員						計		予算の措置状況(都道府県市)		当初算		補正予算(月)	
	付 者		千円		千円		千円		千円		千円					
5 協議全体に関する都道府県(市)の意見等 ※必ず記入すること。		法人審査会の状況		1 既設法人[認可 年 月 日]												
		施設選定会議の状況		施設選定会議での審査終了年月日		年 月 日										
		県(市)担当者		課名				係名								
				氏名				電話				(内)				

様式第 7 号（大規模修繕及びスプリンクラー設備等整備）の記載留意事項

- 1 本様式は、障害者施設整備（障害福祉課所管施設）について記載するものであること。
- 2 設置主体名については、法人名を記入すること。（社会福祉法人にあっては、（ ）内に「福」と、医療法人にあっては、（ ）内に「医」と記入すること（その他の設置主体については適宜記入すること））
- 3 定員欄について
 - （1） 共同生活援助については、入居者の障害種別について、該当するものに○印をつけること。（両者に該当する場合には両者に○印をつける）
 - （2） 「短期入所（加算も記載）」の床数については、本体定員とは別掲とすること。
- 4 「1 対象経費の実支出予定額」欄について
 - （1） 工事費には、見積額を記入すること。
なお、見積書に対象外経費が含まれる場合、見積書に対象外経費欄を設けること。
 - （2） 工事事務費（大規模修繕の場合に限る）は、工事費の 2.6 % が上限であることに留意すること。
- 5 「2 国庫補助基準額と対象経費の実支出額の少ない方の額×県補助率」欄の県補助率は、交付要綱第 2 の 4 の表の⑥欄に定める県補助率により計算してください。
- 6 「3 国庫補助所要額」欄について
 - （1） 都道府県（市）補助（予定）額及び国庫補助基本額には、対象経費の実支出額予定額に交付要綱第 2 の 4 の表の⑥欄に定める県補助率を乗じて得た額と、国庫補助基準額の合計を比較して少ない方の額を記入すること。
 - （2） 国庫補助所要額には、国庫補助基本額に国庫補助率を乗じて得た額を記入すること。（千円未満に端数が生じる場合は、切り捨てにすること）
- 7 「4 財源」欄について
 - （1） 県（市）補助金欄には、国庫補助所要額欄の都道府県（市）補助（予定）額から国庫補助所要額を差し引いた額を記入すること。
なお、機構借入は設置者負担金の 80 % が上限となる。
 - （2） 自己資金については、「その他（ ）」欄に「その他（自己資金）」として事業費の 10 % 以上の額を記入すること。
 - （3） 機構借入金償還者については、該当する番号を○で囲み、その他に償還者がいる場合には、その他の（ ）内に記入すること。
 - （4） 寄付者欄については、例示以外の寄付者がいる場合は、空欄に寄付者と寄付金額を記入すること。
- 8 添付資料について
 - （1） 現在と整備後の障害者施設の配置図、平面図を添付すること。（共通別紙 1～3）
 - （2） 法人調書（共通別紙 6）及び法人審査結果報告書（共通別紙 8）を添付すること。
 - （3） 整備の必要性については、社会福祉施設整備事業計画書（共通別紙 7）を添付すること。
 - （4） その他参考となる資料等を添付すること。

別紙―大規模修繕及びスプリンクラー設備等整備 の記載留意事項

○大規模修繕関係

- (1) (2) 以外の大規模修繕を行う場合には「修繕等」欄に具体的整備内容、見積額（合見積額）、必要とする理由を記載すること。
- (2) 生産事業設備近代化整備を行う場合には「生産事業設備近代化整備」欄に具体的整備内容、必要とする理由、生産事業等の内容及び生産事業の経営状況（過去3カ年）を記載すること。
- (3) 上記いずれの場合にも「国庫・民間補助金により過去に行った修繕の状況」欄について、記載すること。（該当が無ければ「該当無し」と記載すること）
- (4) 公的機関の見積書と受注業者の見積書（公的機関で見積ができない場合は2社以上）を添付すること。
- (5) 協議対象設備のパンフレット等（コピー可）を添付すること。

（参考）生産設備近代化整備の対象事業について

趣旨

日中活動事業を行う既設の事業所（生活介護及び就労支援を行う事業所に限る）において、社会経済情勢の変動や利用者の障害の重度化等の要因により生産事業の継続に支障を来し、事業収益や支払工賃の減少を余儀なくされている事業所の事業種目の転換等に必要な機械設備の整備に要する費用を補助することにより、施設経営及び工賃の安定を確保し、障害者の職業能力の開発、就労支援の強化を図る。

対象事業

上記趣旨に合致するもので、施設と一体的に整備され、かつ、施設に固定されるもの、及び整備することにより施設の設計に影響を及ぼすものであって、次に掲げる機械設備の整備に係る工事費及び工事請負費とする。

- ①経済情勢の変動等による受注量の減少等に対応し、事業種目の転換を図るために必要な機械設備の整備
- ②技術革新等に伴い陳腐化した既存設備の更新
- ③利用者の障害の重度化等に対応した事業種目の転換又は、機械設備の整備

○スプリンクラー設備等整備関係

- (1) 基準額欄については、「社会福祉施設等施設整備費におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて」（平成17年10月5日付け社援発第1005007号）に基づき、算定すること。
- (2) 整備の必要性欄については、消防法令上の義務の有無について、建物の床面積や入所者の障害程度の状況等を踏まえ記載すること。

避難スペース整備計画協議書

都道府県（市）名		福岡県		優先順位		位		施設建設地			
事業計画		単年度						特豪地		年 月 指定	
事業（施設）種別								工事区分		避難スペース整備	
施設名								設置主体		〔 〕	
現在定員	通所定員 人（現在員 人）		整備後定員	日中活動部門 人		着 工					
	障害児施設（ ）通所定員 人			障害児施設（ ）通所定員 人		予定年月					
	短期入所 人			短期入所（加算のみ記載） 人		竣工		年 月			
	その他（ ） 人			その他（ ） 人		予定年月					
						その他		発達障害者支援センター 有・無			
1 対象経費の実支出予定額	構造	事業費内訳	区 分		計						
	造		工事費（購入費含む）		円						
	建		工事事務費		円						
	棟		対象経費の実支出予定額		0 円						
2		割増単価の適用の有無	特別豪雪地域（5%）有・無	都市部特例（5%）有・無		その他	高層化有・無				
割増加算等		有	有・無	有・無			有・無				
3 国庫補助基準	平成年度単価	本体工事	区 分		利用定員	補助基準額					
			本 体 人		円						
			そ の 他 （ ）		円						
			合 計 （国庫補助基準額）		0 円						
4		都道府県（市）補助（予定）額				0 円					
国庫補助		国庫補助基本額				0 円					
所要額		国庫補助所要額				0 円					

（注）避難スペースのみの整備である場合太枠部分については未記入で差し支えないこと。

様式第8号の記載留意事項

- 1 本様式は、避難スペース整備（障害福祉課所管施設）について記載するものであること。
- 2 整備事業について、原則として1か年事業とする。
- 3 設置主体名については、法人名を記入すること。（社会福祉法人にあっては、（ ）内に「福」と、医療法人にあっては、（ ）内に「医」と記入すること（その他の設置主体については適宜記入すること））
- 4 「1 対象経費の実支出予定額」欄について
 - （1） 構造には、建造物に使用する素材を記入すること。（鉄筋コンクリート、鉄骨、木造等）
 - （2） 事業費内訳には、該当する項目に見積額を記入すること。
なお、見積書に対象外経費が含まれる場合、見積書に対象外経費欄を設けること。
 - （3） 工事事務費は、本体工事の工事費の2.6%が上限であることに留意すること。
- 5 「3 国庫補助基準額」欄には、それぞれの区分・定員に応じた1事業当たりの国庫補助基準単価（加算を含む）を記入すること。
- 6 「4 国庫補助所要額」欄について
 - （1） 都道府県（市）補助（予定）額及び国庫補助基本額には、対象経費の実支出額予定額に交付要綱第2の4の表の⑥欄に定める県補助率を乗じて得た額と、国庫補助基準額の合計を比較して少ない方の額を記入すること。
 - （2） 国庫補助所要額には、国庫補助基本額に国庫補助率を乗じて得た額を記入すること。
（千円未満に端数が生じる場合は、切り捨てにすること）
- 7 「5 財源」欄について
 - （1） 県（市）補助金欄には、国庫補助所要額欄の都道府県（市）補助（予定）額から国庫補助所要額を差し引いた額を記入すること。
なお、機構借入は設置者負担金の80%が上限となる。
 - （2） 自己資金については、「その他（ ）」欄に「その他（自己資金）」として事業費の10%以上の額を記入すること。
 - （3） 機構借入金償還者については、該当する番号を○で囲み、その他に償還者がいる場合には、その他の（ ）内に記入すること。
 - （4） 寄付者欄については、例示以外の寄付者がいる場合は、空欄に寄付者と寄付金額を記入すること。
- 8 「7 整備内容」欄について
他の施設との併設状況欄については、老人福祉（保健）施設、障害者施設、児童福祉施設、保健衛生施設、県（市）単独整備施設等について記入すること。
 - （1） 施設種別については、特別養護老人ホーム、保育所等の施設種別を記入すること。
（記入の際、特別養護老人ホームを「特養」と記入するなど適宜省略して記入することは差し支えない）
 - （2） 補助金等の所管部局等欄については、該当する部局名を記入すること。
 - （3） 既設・協議中欄は、該当する方を○で囲むこと。
（協議中とは、施設整備について担当省庁、所管部局と協議中であることをいう。）
 - （4） 協議施設との設置形態は、該当するものを○で囲むこと。

9 「10 建設用地」欄について

- (1) 用地の種類欄については宅地、農地等を記入すること。
- (2) 用地の所有者欄については、施設（法人）との関係がわかるように、下記の例を参考に記入すること。
(例) 「当法人の理事長」、「当法人の理事」、「当施設の職員（職名）」、「当法人所有」、「〇〇市」、「〇〇町」、「〇〇会社（〇〇業）社長（当法人理事の甥）」、「個人所有（関係無）」等
- (3) 用地の取得形態欄、手続き状況欄については、該当するものを○で囲むこと。
- (4) 排水路関係、進入路関係欄には「問題無し」「調整中」等と記入すること。
- (5) 立地条件欄には、住宅地から遠距離でないなど、施設の立地条件としてふさわしい事項等を記載すること。
(特に、地域での普通の生活を目的とする共同生活介護、共同生活援助については、既存施設の敷地内ではなく、地域との交流が図られる立地となっていることについて記載すること)

10 添付資料について

- (1) 現在と整備後の障害者施設の配置図、平面図を添付すること。（共通別紙1～3）
- (2) 社会福祉法人等調書（共通別紙6）及び法人審査結果報告書（共通別紙8）を添付すること。
- (3) 整備の必要性については、社会福祉施設整備事業計画書（共通別紙7）を添付すること。
なお、新たに施設を創設する場合、既存施設を移転して改築等する場合は、施設の必要性の調査など実態把握に基づく整備の必要性等を記載した施設整備予定地の市町村長の意見書を添付すること。
- (4) その他参考となる資料等を添付すること。

別紙―障害者（児）施設 の記載留意事項

- 1 「本体工事費」欄については、当該事業所において実施する事業区分に○をし、それぞれの具体的な事業内容等について記載すること（自由記述）。

（記載例）

- ・生活介護（定員〇〇名）
 - （１）日常生活上の支援を提供
食事や排泄等が未自立な利用者に対し、介護を通して日常生活能力を高める。
 - （２）生産活動、創作的活動の機会の提供
下請軽作業や手作りお菓子づくりを通して、身体能力、日常生活能力の維持・向上を図る。
- ・就労移行支援（定員〇〇名）
 - （１）リサイクル事業を中心に地域の企業とも結びつきを強め、一般就労に必要な知識・能力を養い、適性にあった職場への就労・定着を図る。
 - （２）給食設備を活用した地域への給食配食サービスを通し、一般就労に必要な知識・能力を養い、適性にあった職場への就労・定着を図る。
- ・共同生活援助（定員〇名）
 - （１）〇〇圏域における入所定員の減に応じて、〇人分の地域移行の受け皿として、夜間において相談や日常生活上の援助を行う。利用者は、日中は主に近隣の〇〇において、〇〇の活動を行う予定である。

- 2 就労・訓練事業等整備加算又は大規模生産設備等整備加算がある場合については、「就労・訓練事業等整備加算又は大規模生産設備等整備加算」欄について、以下に留意の上、記入すること。

- （１）整備内容の内訳には当該整備の具体的な名称（例：〇〇設備工事）を記入すること。
- （２）当該整備が生産事業等に係るものである場合には、「生産事業の内容」欄に具体的な生産科目を記載し、当該生産事業における作業従事者数、作業従事職員数、受注先の名称及び年間受注額（見込み）を記載すること。

（例）

受注先（名称）	年間受注額（見込み）
〇〇市役所	30,000千円
〇〇社	25,000千円
合計	55,000千円

- （３）公的機関の見積書と受注業者の見積書（公的機関で見積ができない場合は２社以上）を添付すること。
- （４）協議対象設備のパンフレット等（コピー可）を添付すること。

（参考）就労・訓練事業等整備加算及び大規模生産設備等整備加算の対象事業について

趣旨

- ① 日中活動事業を行う事業所（生活介護及び就労支援を行う事業所に限る）において、生産設備及び職業訓練設備等の整備を行うことにより、障害者の職業能力の開発、就労支援の強化を図る。
- ② 障害者施設において、リハビリ設備等の整備を行うことにより、障害者の生活能力の維持・向上を図ること、並びに介護職員の就労環境の改善を図る。

対象事業

上記趣旨に合致するもので、施設と一体的に整備され、かつ、施設に固定されるもの、及び整備することにより施設の設計に影響を及ぼすものであって、次に掲げる機械設備の整備に係る工事費及び工事請負費とする。

- ① 生産設備、職業訓練設備、職業補導設備等
- ② リハビリ設備、難聴幼児訓練設備、ALS等居室を整備する際の特設介護設備、介護用リフト整備、特殊浴槽等
なお、このうち、当該設備等整備に係る事業費が１億円を超えるものについて、大規模生産設備等整備加算の対象とする。

（注）防災拠点スペースのみの整備である場合には未記入で差し支えない。

解体撤去工事費・仮設施設整備工事費協議書

1 対象施設の概要

- (1) 施設の名称及び所在地
 (2) 施設の種類
 (3) 設置主体
 (4) 入所（利用）定員

現在定員	増加定員	合計
人 (世帯)	人 (世帯)	人 (世帯)

2 対象経費

- (1) 総事業費

区 分	金 額
解体撤去工事費	円
仮設施設整備工事費	
計	

- (2) 国庫補助所要額

区分	1人当たり基準単価	算定基準による算定額	国庫補助額
解体撤去工事費	円	円	円
仮設施設整備工事費			
計			

3 施設整備費に係る事業計画

- (1) 施設の規模及び構造

ア 解体撤去工事（既存施設に係るもの）

(ア) 建物の面積 延面積 _____ m²

(イ) 建物の構造（ _____ 造）

(ウ) 建築年月日

(エ) 補助金の区分（昭和〇〇年度：国庫・民間・自己資金・その他）

(オ) 処分（取りこわし）年月日

（注）既存施設の解体撤去工事がかかるもの（平面図等）を添付すること。

イ 仮設施設工事

(ア) 建物の面積 延面積_____m²

(イ) 建物の構造 (_____造)

(注) 1 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表を添付すること。

2 配置図及び各階平面図を添付すること。

(2) 施工計画

ア 本体工事関係

(ア) 直営・請負の別

(イ) 着工年月日

(ウ) 竣工年月日

イ 解体撤去工事関係

(ア) 直営・請負の別

(イ) 着工年月日

(ウ) 完了年月日

ウ 仮設施設工事関係

(ア) 直営・請負・賃貸借の別

(イ) 工事期間

(ウ) 仮設施設の使用期間

平成 年度 就労・訓練事業等整備加算に係る整備協議書

市町村名		設置主体名	
施設名		施設種別	
整備内容	品目	対象経費の実支出予定額 (単位:円)	整備状況
			1 施設と一体的 2 施設に固定 3 施設設計に影響 4 その他()
			1 施設と一体的 2 施設に固定 3 施設設計に影響 4 その他()
			1 施設と一体的 2 施設に固定 3 施設設計に影響 4 その他()
			1 施設と一体的 2 施設に固定 3 施設設計に影響 4 その他()
			1 施設と一体的 2 施設に固定 3 施設設計に影響 4 その他()
			1 施設と一体的 2 施設に固定 3 施設設計に影響 4 その他()
			1 施設と一体的 2 施設に固定 3 施設設計に影響 4 その他()
			1 施設と一体的 2 施設に固定 3 施設設計に影響 4 その他()
			1 施設と一体的 2 施設に固定 3 施設設計に影響 4 その他()
			1 施設と一体的 2 施設に固定 3 施設設計に影響 4 その他()
			1 施設と一体的 2 施設に固定 3 施設設計に影響 4 その他()
	合計		

(記入上の注意)

- 1 「整備内容の品目欄」は、大型冷蔵庫、大型洗濯機等の具体的な品目を記入すること。
- 2 「整備内容の整備状況欄」は、1から4の該当するものに○をすること。

(添付資料)

- 見積書

施設の配置図及び施設の経歴

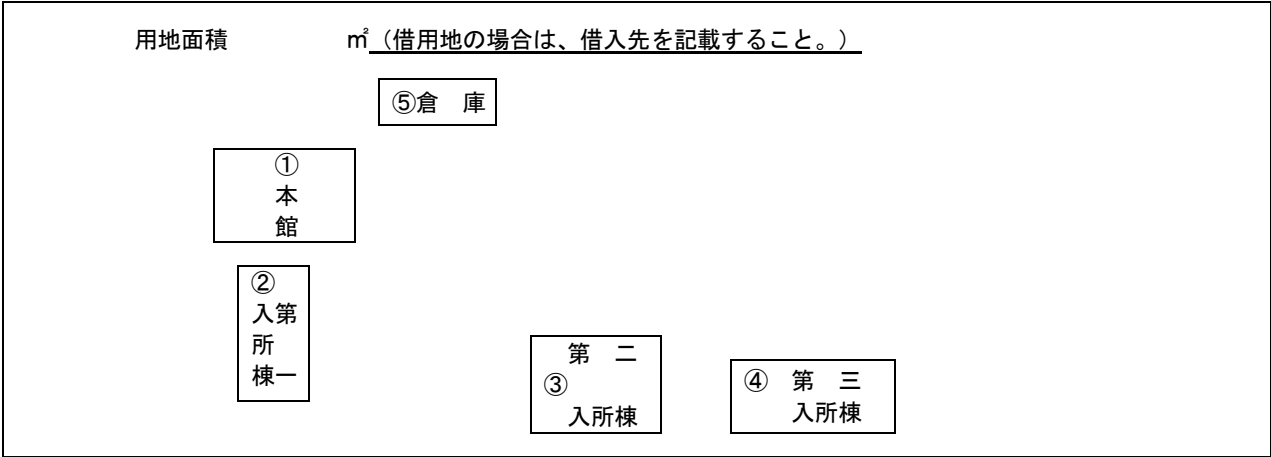
都道府県市名 _____

法人名 _____

施設名 _____

(A) 沿革 (施設の発足から今日に至るまでを簡単(簡条書)に記載すること。)

(B) 配置図



(注) 整備後の施設配置についても朱書で記入すること。

(C) 施設の経歴 入所(利用)定員 名

整理番号	建物の名称	構造	所有の状況	延面積 m ²	補助の状況			説明
					補助金名	年度	金額	
1	本館	鉄筋二階	自己所有	1,500	国庫補助金	昭48	千円 5,000	昭和48年改築
2	第1入所棟	木造平屋	自己所有	180	国庫補助金	52	1,200	昭和42年新築 昭和52年改築 (月 日現在入所 名)
3	第2入所棟	木造平屋	借家 (借入先)	219	—	—	—	昭和42年新築 (月 日現在入所 名)
4	第3入所棟	木造平屋	自己所有	180	日自振補助金	48	1,000	昭和48年新築 (月 日現在入所 名)
5	倉庫	木造平屋	自己所有	50	—	40	2,000	昭和40年新築
	合計							

(注) 1 配置図及び経歴は、記載例のとおり詳細確実に記入すること。
2 今回協議部分は朱書し、一見して他と判別できるようにすること。

(D) 用地の状況(地すべり防止区域等危険区域内である場合は、その名称、指定年月日及び防災措置の状況を記入すること。)

工事実施前の施設の平面図

都道府県市名 _____

法人名 _____

施設名 _____

建物の名称		階建	階部分
-------	--	----	-----

物置 (1.7㎡)	居室 (人部屋) (13.2㎡)	押入 (1.7㎡)	居室 (人部屋) (13.2㎡)	居室 (人部屋) (13.2㎡)	押入 (1.7㎡)	居室 (人部屋) (9.9㎡)	倉庫 (5.0㎡)	便所 (5.0㎡)	○ ○ ○ ○
		押入 (1.7㎡)			押入 (1.7㎡)			洗面所 (10.0㎡) ○ ○ ○ ○ ○	

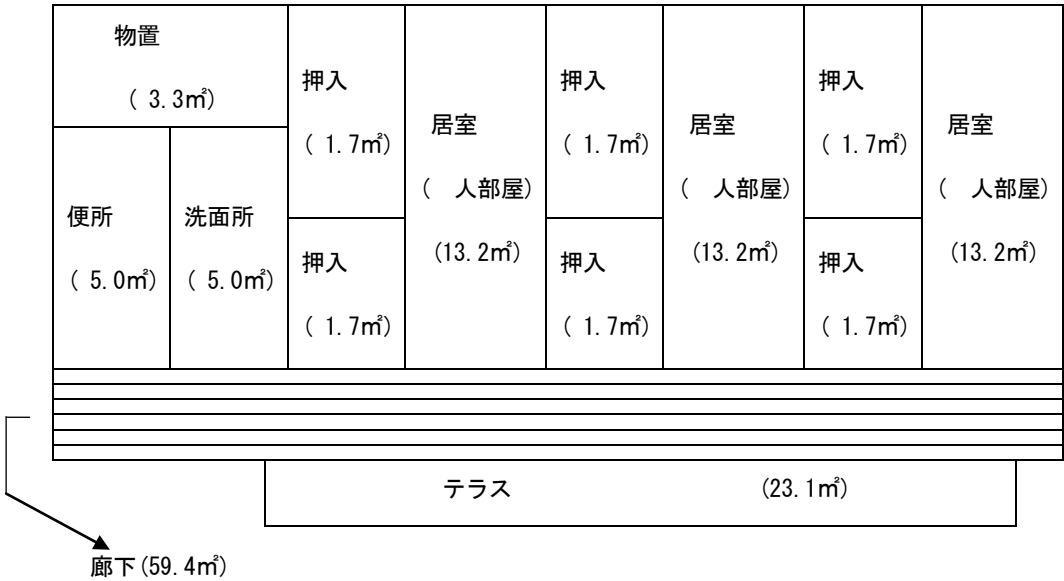
整備工事実施後の施設の平面図

都道府県市名 _____

法人名 _____

施設名 _____

建物の名称		階建	階部分
-------	--	----	-----



- | | | |
|-----------|---|--------------------|
| 1 構造 | 造 | 階建 |
| 2 延面積 | ㎡ | |
| 3 着工予定年月日 | 年 | 月 日 |
| 4 竣工予定年月日 | 年 | 月 日 |
| 5 入所人員 | 名 | [○人部屋○室]
○人部屋○室 |
| 6 その他参考事項 | | |

(記入上の注意事項)

- 1 各室の名称、面積を必ず記入すること。また、居室については、1室当たり人員を記入すること。
- 2 他の社会福祉施設等（他省庁所管施設等を含む。）との合築の場合には、全体の平面図を必ず添付し、各々設備の帰属を施設ごとに区分すること。

(添付資料)

- 1 工事関係資料（工程表、設計図、部屋別面積表）
- 2 用地関係資料
 - ・取得の場合（贈与契約書又は売買契約書、所有権移転確約書、不動産登記簿謄本）
 - ・貸与を受ける場合（地方公共団体の無償貸与契約書、土地賃貸借契約書、地上権設定契約書、不動産登記簿謄本）
- 3 その他参考となる資料があれば添付すること。

木造社会福祉施設老朽度調査表

都道府県（市）名

(法人名) 施設名		建物の名称		調査員 職 名		氏 名		□																																					
老朽度		A点×B点×C点（係数）＝				点																																							
A 構 造 耐 力	区 分	a	点	b	点	c	点	d	点																																				
	① 基 礎	布コンクリート造	15	布石積造、布レンガ造	10	壺石造、壺レンガ造、壺コンクリート造	5	堀立柱木杭基礎	0																																				
	② 土 台	15.2cm角以上	15	12.1cm角以上 15.2cm角未満	10	12.1cm角未満	5	土台なし	0																																				
	③ 柱	二階以上の階を有する場合の一階の柱 15.2cm 角以上 又は13.6cm 角以上2本	20	13.6cm 角以上 又は12.1cm 角以上2本	15	12.1cm角以上	10	12.1cm角未満	0																																				
	平 家 の 場 合 の 柱	13.6cm 角以上 又は12.1cm 角以上2本		12.1cm 角以上 又は10.6cm 角以上2本		10.6cm角以上		10.6cm角未満																																					
④ 根 継	ア 大部分（半数以上）柱を根継ぎしたことがある。 イ 小部分（半数未満）の柱を根継ぎしたことがある。 ウ 根継ぎした柱はない。				本のうち 本のうち		本 本 (乗率0.8) (乗率0.9) (乗率1.0)																																						
※評点 上記①～③の計 () 点 × $\begin{pmatrix} 0.8 \\ 0.9 \\ 1.0 \end{pmatrix}$ +50点＝ () 点																																													
B 保 存 度	区 分	a	点	b	点	c	点	d	点																																				
	① 経 過 年 数	5 年 未 満	5	5 年以上18年未満	3	18年以上30年未満	2	30 年 以 上	0																																				
	② 基 礎 の 不 同 沈 下	な い	6	ほ と ん ど な い	4	か な り あ る (見てわかる程度)	1	ひ ど い	0																																				
	腐 朽 度	③ 外 壁 の 土 台	ほとんど腐っていない	7	少 し 腐 っ て い る	4	腐 れ が ひ ど い	1	ほ と ん ど 腐 っ て い る	0																																			
		④ 外 壁 の 柱	ほとんど腐っていない	7	少 し 腐 っ て い る	4	腐 れ が ひ ど い	1	ほ と ん ど 腐 っ て い る	0																																			
		⑤ 梁 (は り)	ほとんど腐っていない	5	少 し 腐 っ て い る	3	腐 れ が ひ ど い	1	ほ と ん ど 腐 っ て い る	0																																			
	傾 斜 度	⑥ 柱	ア 梁 (は り ゆ き)	1 cm未満	20	1 cm以上2 cm未満	15	2 cm以上3 cm未満	10	3 cm以上	0																																		
			イ 桁 (け た ゆ き)	180cm	20	180cm	15	180cm	10	180cm	0																																		
		⑦ 横 架 材	ウ 梁 (は り ゆ き)	1 cm未満	15	1 cm以上2 cm未満	10	2 cm以上3 cm未満	5	3 cm以上	0																																		
			エ 桁 (け た ゆ き)	180cm	15	180cm	10	180cm	5	180cm	0																																		
※評点 上記の計 () 点																																													
C 外 力 条 件	a 海 岸 か ら の 距 離		b 積 雪		c 地 盤																																								
	① 海岸から8Kmをこえる		① 毎年少ない(0～20cm未満)		① 普 通																																								
	② 海岸から4Kmをこえる8Km以内		② 毎年かなりつもる(20～100cm未満)		② やや軟弱																																								
	③ 海岸から4Km以内		③ 毎年ひどくつもる(100cm以上)		③ 軟 弱																																								
※評点（外力条件分類番号abc）下記（附表）より																																													
<table border="1"> <tr> <td>係 数</td> <td>1.00</td> <td>0.98</td> <td>0.96</td> <td>0.94</td> <td>0.92</td> <td>0.90</td> <td>0.88</td> <td>0.86</td> <td>0.84</td> <td>0.82</td> <td>0.80</td> </tr> <tr> <td>（附表）</td> <td>①①①</td> <td>②①①</td> <td>①①② ①②① ③①①</td> <td>②①② ②②①</td> <td>①①③ ①②② ①③① ③①② ③②①</td> <td>②①③ ②②② ②③①</td> <td>①②③ ①③② ③①③ ③②② ③③①</td> <td>②②③ ②③②</td> <td>①③③ ③②③ ③③②</td> <td>②③③</td> <td>③③③</td> </tr> <tr> <td>外力条件 分類番号</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>										係 数	1.00	0.98	0.96	0.94	0.92	0.90	0.88	0.86	0.84	0.82	0.80	（附表）	①①①	②①①	①①② ①②① ③①①	②①② ②②①	①①③ ①②② ①③① ③①② ③②①	②①③ ②②② ②③①	①②③ ①③② ③①③ ③②② ③③①	②②③ ②③②	①③③ ③②③ ③③②	②③③	③③③	外力条件 分類番号											
係 数	1.00	0.98	0.96	0.94	0.92	0.90	0.88	0.86	0.84	0.82	0.80																																		
（附表）	①①①	②①①	①①② ①②① ③①①	②①② ②②①	①①③ ①②② ①③① ③①② ③②①	②①③ ②②② ②③①	①②③ ①③② ③①③ ③②② ③③①	②②③ ②③②	①③③ ③②③ ③③②	②③③	③③③																																		
外力条件 分類番号																																													

- (注) 1 この調査表は、老朽施設と認められる建物ごと（棟別）に作成すること。
 2 A及びB欄の記入は、各区分ごとに該当点数を○で囲み、それぞれの評点を所定欄に記入すること。
 3 C欄は、a、b、cの各分類ごとに該当する事項の分類番号を組み合わせにより附表から係数を求めて記入すること。
 なお、外力条件の地盤のうち「軟弱」とは、腐植土、泥土、沼土及び沼土等を埋めてから30年に満たないところであり、「やや軟弱」とは、軟弱地盤であるが、埋立ててから30年経過したもの又は地質的な原因で普通地盤より軟弱なものである。
 4 傾斜度の測定法は、次によることとする。
 (1) 柱の傾斜度は、もっとも傾斜のひどい柱の床土180cmの長さについて垂直線を基準にして測定すること。
 (2) 横架材の傾斜度は、もっとも傾斜のひどい梁と桁のそれぞれ180cmの長さについて水平線を基準に測定すること。

非木造社会福祉施設老朽度調査表

都道府県市名 _____

(法人名) ／施設名						建物の名称					
現存率 ①×100 %		評点		老朽度		調査員 職名 氏名 □					
区 分	構 成 P		種 類 N		各 部 現 存 率 K		再建設指数 P×N	再建設指数調整値 R=P×N／0.4	現 存 指 数 K × R	現 存 率 Σ (K×R) ／ Σ (R)	
					内 容	率					
構 造		140	鉄骨・鉄筋コンクリート 鉄筋コンクリート ブロック造 鉄骨造 れんが造、石造	1.5 1.0 0.7 0.9 1.2							
主要部の 仕 上	屋 根	10	・アスファルト防水、コンクリート押えモルタル塗 ・アスファルト露出防水 ・モルタル防水 ・石綿スレート、かわら、銅板	1.7 1.0 0.5 0.4							
	外 壁	25	・タイル（小口） ・モザイクタイル ・コンクリート打放し ・モルタル、リシン吹付	1.4 1.0 1.0 0.6							
	内 壁	20	・モルタル ・プラスター ・木製	1.0 0.8 0.7							
	天 井	20	・吸音テックス ・ボード ・プラスター ・木製	1.1 1.0 0.8 0.7							
	床	20	・リノリウム ・プラスチックタイル ・アスファルトタイル（暗） ・モルタル ・木製	1.3 1.1 1.0 0.8 0.7							
	外部建具	35	・アルミサッシ（オーダー） ・アルミサッシ（既成） ・スチールサッシ ・木製	1.2 1.0 0.9 0.7							
	内部建具	10	・木製	1.0							
	小 計										
設 備	電灯設備等	20	・蛍光灯（300LX程度以上） ・蛍光灯（300LX程度以下） ・白熱灯	1.0 0.8 0.4							
	電線類その他	15	・ビニール被覆線 ・ゴム被覆線	1.0 0.9							
	給排水その他	20	・水洗便所 ・くみ取便所	1.0 0.4							
	暖 房	40	・空気調和 ・温風（ボイラー方式）	1.9 1.3							

			・温風（熱風炉式） ・その他	1.0 1.0							
	小		計								
外 力 条 件	25		別 表 に よ る 係 数								
合 計											①

各部現存率（K）

各 部 現 存 率 K の 値	(構造) 内容			
	1	損耗なし、又は、損耗の程度僅小	1.0,	0.9
	2	中小亀裂、鋼材発錆（鉄骨造）、外力による小変形がみられるが耐力上影響が殆んどないもの	0.9,	0.8, 0.7
	3	損耗が進み、部分的補修、補強又は取替えを必要とするもの	0.7,	0.6, 0.5
	4	不同枕下による大亀裂、建物の傾斜、鉄筋被覆材の広範囲の脱落、発錆による主鋼材の断面欠損、その他により構造上大補強を必要とするもの	0.5,	0.4, 0.3
	5	構造上損耗著しく建替えを必要とするもの	0.3,	0.2, 0.1
	(仕上、設備) 内容			
	1	損耗なし、又は損耗の程度僅小	1.0,	0.9
	2	汚染及び損耗はある程度みられるが、機能上問題のないもの、又は極く小規模の補修を必要とするもの	0.9,	0.8, 0.7
	3	損耗が進み、部分的補修を必要とするもの	0.7,	0.6, 0.5
	4	相当部分で損耗が進み、機能低下が顕著であるが、部分補修が可能なもの	0.5,	0.4, 0.3
	5	損耗の程度著しく全面建替えを要するもの	0.3,	0.2, 0.1

外力条件（N）

a	海 岸 か ら の 距 離					b	積 雪					c	地 盤	
	①海岸からの距離が8 kmをこえる ②海岸から4 kmをこえる8 km以内 ③海岸から4 km以内					①毎年少ない（0～20 cm未満） ②毎年かなりつもる（20～100 cm未満） ③毎年ひどくつもる（100 cm以上）					①普通 ②やや軟弱 ③軟弱			
※率（外力条件分類番号 a b c）下記（付表）により														
（付表）	率	1.00	0.98	0.96	0.94	0.92	0.90	0.88	0.86	0.84	0.82	0.80		
	外力条件 分類番号	①①①	②①①	①①② ①②① ③①①	②①② ②②①	①①③ ①②② ①③① ③①② ③②①	②①③ ②②② ②③①	①②③ ①③② ③①③ ③②② ③③①	②②③ ②③②	①③③ ③②③ ③③②	②③③	③③③		

現存率に基づく評点、老朽度

現 存 率	評 点	老朽度	定 義
50%以下	100点以上	特 A	特に緊急を要する
60 "	90 "	A	緊急を要する
70 "	80 "	B	至急実施すべきである
—	70 "	C	できるだけ早く実施した方がよい
—	60 "	D	必要は認めるが急がなくてよい
—	50 "	E	必要ない

（注） 1 この調査表は、老朽施設と認められる建物ごと（棟別）に作成すること。

2 各区分ごとの種類欄（N）は、該当するか所を○で囲むこと。

3 各部現存率欄（K）は、上の表より該当する内容項目を選定し、老朽度に応じた係数を選択すること（老朽度が大きいものほど係数は小さい。）。また、老朽の具体的な状況を記入すること。

4 外力条件は、a、b、cの各分類ごとに該当する事項の分類番号を組み合せにより附表から係数を種類欄（N）及び各部現存率欄（K）記入すること。

なお、外力条件の地盤のうち「軟弱」とは、腐植土、泥土、沼土及び沼土等を埋めてから30年に満たないところであり、「やや軟弱」とは、軟弱地盤であるが、埋立ててから30年経過したもの又は地質的な原因で普通地盤より軟弱なものである。

独立行政法人福祉医療機構に対する償還計画等調

都道府県（市）名 _____
（法人名 _____）
施設名 _____

事業計画	区分	事業量	単価（㎡当り）	事業費総額	機構からの借入金
	施設整備	㎡	円	円	円
	その他				
	計				

資金計画	○機構借入金 _____ 千円		【贈与金内訳】		
			（贈与者）	（法人との関係）	（金 額）
	○国庫補助金 _____ 千円		_____	_____	_____ 千円
	○都道府県・指定都市・中核市		_____	_____	_____ 千円
	補助金 _____ 千円		_____	_____	_____ 千円
			_____	_____	_____ 千円
	○都道府県・指定都市・中核市		_____	_____	_____ 千円
	上積補助金 _____ 千円		※贈与者…個人、後援会及び企業等		
	○市町村補助金 _____ 千円		【自己資金内訳】		
	○贈与金 _____ 千円		（提供者）	（法人との関係）	（金 額）
	○共募配分金 _____ 千円		_____	_____	_____ 千円
	○自己資金 _____ 千円		_____	_____	_____ 千円
	○その他（ ） _____ 千円		_____	_____	_____ 千円
	○その他（ ） _____ 千円		_____	_____	_____ 千円
	○その他（ ） _____ 千円		_____	_____	_____ 千円
	計（総事業費） _____ 千円		※提供者…個人、後援会及び企業等		

償還計画	年償還 初年度償還額 _____ 円（別途年次償還計画表を作成すること。）
------	---------------------------------------

担保	区分		面 積	評価額	残債額	所有者
	土地	敷 地	㎡	千円	千円	法人・第三者（ ）
		その他	㎡	千円	千円	法人・第三者（ ）
	建物		㎡	千円	千円	法人・第三者（ ）
	借入限度額		（評価額 _____ 千円－残債額 _____ 千円）× 7 0 % = _____ 千円			

保 証 人	□保証人の免除制度（オンコスト方式）を利用						
	□個人保証	氏 名	年 齢	職 業	法人との関係	年 収	正味資産

（注）資金計画欄の金額について、2 か年事業の場合はその全体額を記入すること。

（添付資料）

- 1 別紙「借入金償還計画等一覧表」、又は、独立行政法人福祉医療機構への借入申込書の添付書類「借入金償還計画表」及び「借入金償還財源内訳」の写し。（共通別紙6「社会福祉法人調書」に添付した場合は省略可）
- 2 償還財源確認書類（贈与契約書、贈与予定者の前年の課税証明書（預貯金を償還財源とする場合は残高証明書を添付）、印鑑登録証明書）。
- 3 その他参考となる資料があれば、添付すること。

借 入 金 償 還 計 画 等 一 覧 表

借 入 先		施 設 名			法 人 名		区 分 1. 既借入分 2. 新規借入分			
返 済 回 数	返 済 年 度	元 金	利 息	合 計	償 還 財 源 内 訳					
					氏					

（注） 1. 既設法人で既借入金があり、今回の施設整備で新たに借入予定がある場合は、既借入金と新規借入金は別葉とすること。なお、既借入金は未償還額について記入すること。
2. 県・市等の利子補給等がある場合は、償還財源内訳欄に記入すること。

「独立行政法人福祉医療機構に対する償還計画等調」留意事項（主な融資チェックポイント）

「資金計画」について

- 1 贈与金・寄付金が確実に充当されるかどうか。
（例）・一個人及び一法人で多額（１０，０００千円以上）の贈与等を行う場合
・土地を売却して贈与金等に当てる場合
・後援会等による贈与等の場合（強制寄付になっていないか）
- 2 創設法人の場合、法人認可後１週間以内に贈与されることとなっているか。

「償還財源」について

- 1 償還贈与者の負担額が、生活に無理のない範囲であること。（課税所得の1/4以内を目安）
- 2 償還者が既往借入の償還も兼ねている場合、それを含めて返済可能かどうか。
- 3 償還贈与者に原則として理事長が入っていること。
- 4 償還贈与者の承継者が確実なこと。承継者は、原則として６０才未満であること。
- 5 協力法人が償還にあたる場合、財務内容（過去２年間）に問題はないか。
（欠損が生じていないか。）
- 6 後援会寄付による場合、過去の実績を鑑みて無理のない計画となっているか。（強制寄付になっていないか）

「担保」について

- 1 担保物件の残存評価額の合計が、借入申込額の１．４３倍以上（借入申込限度額は担保評価額の７０％の範囲内）であること。
- 2 貸付対象施設及び貸付対象施設の敷地は、必ず担保提供されること。（公有地を除く。）
- 3 借地の場合でも担保提供されること。（公有地を除く。）
- 4 先順位に機構以外の抵当権が設定済の場合、順位変更が確実であること。（原則として機構融資が第１抵当順位であること）
- 5 医療法人が担保提供する場合、主管部局の承認が得られていること。

「保証人」について

- 1 保証人が、原則として２名以上立てられていること。（平成２２年度から、社会福祉法人については保証人の免除制度（オンコスト方式）の選択が可能。）
- 2 理事長は、原則として保証人となっていること。
- 3 理事長以外の保証人は、７０才以下であること。
- 4 保証人が償還贈与を行う場合については、償還を確実に履行するにたる所得があり、かつ、連帯保証人の正味資産の合計が借入申し込み額以上であること。

そ の 他

- 1 過去の監査等で問題があったかどうか。また、改善がなされているか。
- 2 公職の候補者等（公職にある者を含む）が選挙区内の施設建設のための担保提供者・保証人・償還者となっていないか。
- 3 土地取得費は、購入済の物件は貸付の対象とならないこと。

社会福祉法人等調書

法人名		施設名		施設種別		定員	入通名
主たる事務所の所在地				施設所在地			
法人認可の状況	1 認可済 (年 月 日 第 号)			2 新設法人 (平成 年 月 日認可予定)			
他経営施設の状況	施設種別	建設年数	補助金名	定員	現員	法人繰越金の状況	
						年 月 末日現在	
						円	
役員 の 状況							
役員		年齢	住所	職歴（公職を含む）	社会福祉関係歴	他法人との役員の兼務	兼務法人名
理事長						有・無	
理事 2						有・無	
理事 3						有・無	
理事 4						有・無	
理事 5						有・無	
理事 6						有・無	
理事 7						有・無	
理事 8						有・無	
理事 9						有・無	
理事10						有・無	
監事						有・無	
監事 2						有・無	
監事 3						有・無	
評議員制の状況 有（ 人 ） ・ 無 [諮問・議決]							
評議員		年齢	住所	職歴（公職を含む）	社会福祉関係歴	他法人との役員の兼務	兼務法人名
評議員 1						有・無	
評議員 2						有・無	
評議員 3						有・無	
評議員 4						有・無	
評議員 5						有・無	
評議員 6						有・無	
評議員 7						有・無	
評議員 8						有・無	
評議員 9						有・無	
評議員10						有・無	
評議員11						有・無	
評議員12						有・無	
評議員13						有・無	
評議員14						有・無	
評議員15						有・無	
評議員16						有・無	
評議員17						有・無	
評議員18						有・無	
評議員19						有・無	
評議員20						有・無	

共通別紙 6

資産の状況										
資産区分		種類		金額（評価額）		贈与者名、贈与金額及び面積				
基本財産	土地			㎡		基本財産			㎡	
	現金			円						円
運用財産	現金			円		運用財産	運転資金	円		
	その他			㎡円						
合計				円		整備資金		円		
運用財産（現金）の用途						施設 建設 財源	国・都道府県		補助金	円
建設費充当分		円		建設費に占める割合			補助金		円	
運転資金		円					機構等借入金		円	
その他		円		年間事業費			自己資金		円	
合計		円					合計		円	
施設建設財源に対する寄附予定者の状況（自己資金内訳）										
寄附予定者名		年齢	職業		前年の課税所得又は利益（円）		寄付総額（円）		備考	
負債の状況										
	借入金		返済残額（円）		償還残年数		県・市等の利子補給等の有無			
既借入金関係							有 ・ 無 （有の場合 年間負担額又は負担率 ）			
新規借入金関係										
合 計										
その他参考事項（都道府県市担当者意見、問題の有無等）										

- （記入上の注意事項）
- 1 施設種別は、救護、生活介護等と記入すること。
 - 2 施設長予定者は、役員欄の理事の番号に○印を付し、社会福祉関係歴欄の右端に資格有か無かを記入すること。
 - 3 職歴は、事業種類、事業所名及び役職を記入すること。
 - 4 役員及び評議員が他の社会福祉法人の役員等と兼務している場合は、兼務法人名及び役職を記入すること。
 - 5 建物を運用財産としている場合には、「運用財産」の「その他」に必ず記入し、その理由書を添付すること。
 - 6 「その他参考事項」欄については、定款内容、建設用地を賃借する場合の地上権設定・賃借料・法人との関係等、汚染排水、私道、農地転用許可、地役権設定者の承認及び法人・施設名称（個人名の使用等）等について記入すること。
- （添付資料）
- 1 法人役員履歴書（評議員についても同様）
 - 2 借入金償還計画等一覧表（共通別紙5「独立行政法人福祉医療機構に対する償還計画等調」の別紙の様式を使用；借入先ごとに作成すること）。ただし、独立行政法人福祉医療機構からの借入分については、独立行政法人福祉医療機構への借入申込書の添付書類「借入金償還計画表」及び「借入金償還財源内訳」の写しで可。
 - 3 予算書及び決算書
 - 4 その他参考となる資料があれば、添付すること。

平成 年度社会福祉施設整備事業計画書

審査会	平成 年 月 日審査		
施設名		施設種別	
(現所在地) 建設予定地			整備区分
民間補助金の有無		有・無（有の場合は、国庫補助とのすみ分けを示す色分け平面図）	
施 設 整 備 を 必 要 と す る 理 由	1. 施設の必要性の調査など実態把握に基づく整備の必要性 （待機者の状況、在宅サービスの活用状況等当該施設の整備が必要であるとする客観的理由を具体的かつ簡潔に記載すること） 2. 整備予定地の選定理由 （施設の分布状況、用地確保状況、関係市町村意見及び地域住民の意見等の調整状況などを踏まえて、当該施設の整備が必要であるとする客観的理由を具体的かつ簡潔に記載すること） 3. 上記の外に緊急に整備を必要とする理由		

（添付資料）

1. 新たに施設を創設する場合、既存施設を移転して改築等する場合は、施設整備予定地の市町村長の意見書を添付すること。
 なお、この意見書には当該障害福祉サービスに係る具体的な需要の把握に関する調査の状況、結果等に係る資料を添付すること。
2. 当該施設（施設種別）にかかわらず、今回の整備計画において民間団体より補助金等の交付を受ける場合は、国庫補助該当部分と民間補助該当部分が判別できるよう色分けした平面図等を添付すること。
3. その他参考となる資料があれば、添付すること。

別添 1

寄 附 予 定 者 の 資 産 申 立 書

基本財産現金円

社会福祉法人の運用財産として土地㎡

借入金償還金償還金(金額)円

(○で囲むこと)(○で囲むこと)

を寄附する私の資産は、下記のとおりであることを申し立てます。

住 所

氏 名印

記

1 固定資産

土地所在地	面積	固定資産 評価額	建物所在地	面積	固定資産 評価額
	㎡	円		㎡	円

注) 固定資産評価額は市町村課税台帳による。

2 年間所得額(前年所得額)

所得の種類	年 収
	円

3 預金、株券 (年 月 日現在)

預金の種類	金 額	株 券	評価額
	円		円

4 その他の資産

(注1)

償還金贈与契約書

〇〇〇〇（以下「甲」という。）と社会福祉法人〇〇会設立代表者〇〇〇〇（以下「乙」という。）と〇〇〇〇（以下「丙」という。）は、次のとおり贈与契約を締結する。

第1条 甲は、社会福祉法人〇〇会の設立が認可されたときは、同法人の独立行政法人福祉医療機構（注2）からの借入金の償還財源として、総額金〇〇〇〇〇〇〇〇円を別記のとおり同法人に贈与することを約し、乙はこれを承諾した。

第2条 甲は、前条による贈与を毎年 月末日までに行わなければならない。

第3条 甲が、第1条による贈与を履行できないとき、又はできなくなったときは、丙がその贈与を代替し又は残余の贈与を継承して行ふ。

第4条 丙は、第3条による贈与の継承を履行できなくなったときは、あらかじめ乙の承諾を得なければならない。

第5条 この契約に定めていない事項については、甲、乙及び丙は、誠意をもって協議のうえ決定するものとする。

上記契約を証するため、同文3通を作成し、甲、乙及び丙署名捺印のうえ各1通所持する。

平成 年 月 日

甲 住所
氏名 実印

乙 住所
社会福祉法人〇〇会設立代表者
氏名 実印

丙 住所 _____ 氏名 _____ 実印 _____

別記

回	贈与年次	贈与金額 (円)	回	贈与年次	贈与金額 (円)
1	平成〇〇年		11	平成〇〇年	
2	平成〇〇年		12	平成〇〇年	
3	平成〇〇年		13	平成〇〇年	
4	平成〇〇年		14	平成〇〇年	
5	平成〇〇年		15	平成〇〇年	
6	平成〇〇年		16	平成〇〇年	
7	平成〇〇年		17	平成〇〇年	
8	平成〇〇年		18	平成〇〇年	
9	平成〇〇年		19	平成〇〇年	
10	平成〇〇年		20	平成〇〇年	
			総 額		

注1 法人設立認可申請書には契約書原本の写しを添付すること。契約書の原本は関係者がそれぞれ保管する。

注2 独立行政法人福祉医療機構以外の金融機関からの借入を行うときは当該金融機関名称を記入する。

贈 与 契 約 書

〇〇〇〇（以下「甲」という。）と社会福祉法人〇〇〇会設立代表者〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、次のとおり贈与契約を締結した。

第1条 甲は、社会福祉法人〇〇〇会の設立が認可されたときは、同法人の〇〇資金として、金〇〇〇〇〇〇〇円、資産として、別記目録記載の財産を同法人に贈与することを約し、乙はこれを承諾した。

第2条 甲は、前条による贈与を同法人設立後1週間以内に行わなければならない。

第3条 社会福祉法人〇〇〇会の設立の認可が得られないときは、この契約は無効とし、これにより損害が発生した場合、甲は、損害の賠償を請求することができない。

第4条 この契約に定めていない事項については、甲、乙は誠意をもって協議のうえ決定するものとする。

上記契約を証するため、同文2通を作成し、甲、乙署名捺印のうえ各1通を所持する。

平成 年 月 日

甲 住所

氏名

実印

乙 住所

社会福祉法人〇〇会設立代表者

氏名

実印

注 法人設立認可申請書には契約書原本の写を添付すること。契約書の原本は関係者がそれぞれ保管する。

別 記

目 録

1 現 金

金

円

(内訳)

建設自己資金

円

運転資金

円

法人事務費

円

2 土 地 (注1)

〇〇区〇〇町〇〇丁目〇〇番所在の土地 1 筆

m²

3 建 物 (注2)

〇〇区〇〇町〇〇丁目〇〇番地所在の〇〇造〇建建物

1 棟

延べ

m²

4 什器備品 (別紙明細書のとおり)

注1 登記事項証明書記載のとおりに記入する。従って、土地の一部の贈与が行われる場合は、分筆登記を済ませた後の登記事項証明書により記入することとなる。

注2 既存の建物の贈与を受けるときに記入する。記入は登記事項証明書記載のとおりに行う。建設中の建物については記入しない。

別添 2

土 地 明 細 書

所 在 地	地 目	面 積 (㎡)	所 有 者	法 人 と の 関 係	抵 当 の 有 ・ 無
合 計					

※該当する番号に○をつけること。

1 法人所有

2 法人へ寄付

3 購入の後、法人へ寄付 購入費用 円

4 賃貸借 年間借地料 円 ・ 期間 年

5 使用貸借（無償） 期間 年

・ 造成の有無 有 ・ 無 造成費用 円

※ 契約書・見積書等を添付のこと

別添 3

平成 第 年 月 日

福岡県知事 殿

法人名 印

財産処分（取りこわし）の協議について

標記について、平成 17 年 10 月 5 日社援基発第 1005001 号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知「社会福祉施設等施設整備費（解体撤去工事費・仮設施設整備工事費）補助金に係る財産処分の手続き等に関する留意事項について」に基づき、国の補助事業により取得した財産の財産処分（取りこわし）をしたいので、関係書類を添えて協議します。

1 財産処分の概要 別紙（1）のとおり

2 添付書類

- （1）既存施設の図面（国庫補助対象部分、面積を明記したもの）
- （2）既存施設の写真
- （3）老朽度調書又は現存率評価調書
- （4）評価調書（いわゆる定率法又は定額法により算定された調書）
- （5）国庫補助金交付決定通知書及び確定通知書の写し（ない場合は交付額を確認できる都道府県、市町村等の決算書でも可）
- （6）総事業費を確認できる歳出決算書等
- （7）その他参考となる資料

別紙（１）

財産処分の概要

施 設 種 別		施 設 名		
所 在 地			定 員	名
設 置 主 体		経営主体		
建物の延面積	㎡（承認申請部分の面積も明記すること。）			
建物の構造		建築年月日	年	月 日
処 分 理 由	改 築 増 改 築 に伴う既存施設の取りこわし 老朽民間社会福祉施設整備			
老 朽 度		評 価 額	円	
国庫補助年度	年度	国庫補助金額	円	
総 事 業 費	円			
解 体 経 費	円（承認申請面積相当額を明記すること。）			
充 当 額	円（局長連名通知により算定された充当額）			
処分年月日	年 月 日			

(別添4)

障がいのある人等のニーズ調査の実施状況

法人名	
施設名	
事業種別	

※ 事業種別ごとに別葉で作成すること（生活介護、就労移行支援、放課後等デイサービス等）。

※ 次の加算についても別葉で作成すること（短期入所整備加算、発達障害者支援センター整備加算、相談支援・障害児相談支援整備加算、居宅介護・保育所等訪問支援整備加算）。

※ 現在も事業を行っている場合の改築等においても作成すること。

1 調査時期

--

2 調査対象

--

3 調査項目（調査票を添付すること。）

--

4 調査対象者への提示条件

--

※ 障がいのある人等に費用負担、サービス内容等の条件を詳細に提示して、利用意向の有無について回答を求めているか。

5 必要定員の算定根拠（概要）（詳細は別紙で添付すること。）

--

※ サービスの特徴を踏まえて定員を算定しているか。

- ・標準利用期間を踏まえているか（自立訓練(機能訓練) 1年6月間、自立訓練(生活訓練) 2年間、就労移行支援 2年間）。
- ・利用頻度、就職等による退所を踏まえているか。

※ 現時点の待機者の把握だけでなく、中長期的な見込みになっているか（人口、障がいのある人の数、学校卒業者数の推移等）。

※ この資料を基に市町村が意見書を作成するので、提出日は市町村と協議すること。

※ 事業が採択された場合、市町村から実際の利用状況について調査が行われること。

法人役員名簿

○ 法人の理事・監事・評議員等について、記入してください。

[illegible]

書き換え不要

作成者	神山
電話番号	092-643-3064

書き換え不要

入力上の留意点

- 1 列追加不可、行追加は可。
- 2 外国人で日本名もある場合は、各々一列に入力すること。
- 3 アルファベット氏名はカタカナで入力すること。
- 4 常用漢字ではない文字が氏名に使用されている場合は、簡体字を当てるか、空白としてください。

(法人入力・様式)

防犯カメラの設置運用要領

1 趣旨

この要領は、個人のプライバシーの保護に配慮しつつ、次項に定める設置目的を達成するため、〇〇〇〇が〇〇施設に設置する防犯カメラの設置及び運用に関し必要な事項を定めるものとし、もってその適正な設置運用を図るものとする。

2 設置目的

防犯カメラは、〇〇施設における犯罪防止や事故防止のために設置するものとする。

3 管理責任者等

- (1) 防犯カメラの適正な設置運用を図るため、管理責任者を置くものとする。
- (2) 管理責任者は、〇〇課長とする。
- (3) 管理責任者は、防犯カメラの操作を行わせるため、操作取扱者を置くものとする。
※管理責任者自らが防犯カメラの取扱いができない場合
- (4) 操作取扱者は、〇〇とする。
※または「管理責任者が指定したものとする。」

4 設置の場所等

- (1) 設置の場所及び設置台数
別紙配置図のとおり、〇〇施設に〇台の防犯カメラを設置する。
※配置図には、カメラの設置個所、撮影方向を表示
- (2) 設置の表示
防犯カメラの撮影区域の見やすい位置に、「防犯カメラ稼働中」と記載した表示板を掲示する。表示板には、設置者名を記載するものとする。
※施設の名称などから設置者名が明らかな場合を除く。

5 画像の管理

- (1) 保管場所
録画装置の保管場所は、〇〇室とし、管理責任者が施

錠を行うなどして、適正に管理するものとする。

(2) 立ち入り制限

保管場所には、管理責任者、操作取扱者及び管理責任者が許可した者以外は立ち入ることができない。

(3) 保存期間

保存期間は、〇〇とする。ただし、管理責任者が特に必要があると認める場合、保存期間を延長することができる。管理責任者は、保存期間を延長したときには、その理由を記録するものとする。

(4) 画像の消去

保存期間を経過した画像は、重ね撮り等により速やかに、かつ、確実に消去するものとする。記録された記録媒体を廃棄する場合は、管理責任者を含め複数人で完全に消去されたことを確認の上廃棄する。

6 画像の利用及び提供の制限

記録された画像は、設置目的以外の目的のために利用しないものとする。また、次の場合を除き第三者に提供しないものとする。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産に対する差し迫った危険があり、緊急の必要性がある場合
- (3) 捜査機関から犯罪捜査のため情報提供を求められた場合

画像の提供を行うときは、提供者から身分証明書等の提出を求め、確認を行うとともに提供の必要性を検討するものとする。

画像を提供したときは、提供日時、提供先、提供理由、提供した画像の内容等を記録するものとする。

7 苦情の処理

設置者及び管理責任者は、防犯カメラの設置及び管理に関する苦情を受けたときは、迅速かつ誠実に対応するものとする。